

第9回

(令和2年9月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年9月10日(木) 午前9時25分から午前10時00分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栞原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第37号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第38号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第39号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・4番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

事務局 台風10号の被害報告を農林振興課からいただきましたので、報告します。果樹、梨の被害面積3ha、被害額1,386千円、栗の被害面積2.6ha、被害額1,784千円、合計で被害面積29.3ha、被害額3,337千円ということでJAと調整して被害報告してあります。

議長 議第37号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第37号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

農業者年金の更新です。使用借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）経営面積は、168a、田98a、すべて主食用水稻です。畑70a、飼料作付け、黒毛和牛の成牛4頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：トラクターで5分以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：使用貸借で発生しておりません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3、田植機、コンバインを所有。8番（取得農地の利用計画）：今までどおり水稻、飼料を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2、3、4番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号2、3、4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人、賃借人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力2人）経営面積は、畑75a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2番4.5km、3番、4番は約500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：2番は身内のため発生しておりません。3番10アール当たり20万円、4番10アール当たり1万円で借入。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、トラッグショベル、ミスト機、動力噴霧機、草刈機3台を所有。8番（取得農地の利用計画）：トマト、ナス、スイカ等の野菜作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

西田推進委員

調査番号2番の畑の場所はどこでしょうか。

1番 バッティングセンター、コインランドリーの南側です。シシヤシカが荒らすそうで、迷惑がかかるので耕作するとのことでした。

西田推進委員

ドラッグショベルで造成されていましたが、先日大雨が降り、泥が流れて、隣の梨園から苦情がありました。

1番 申請者に伝えます。

5番 調査番号2番の申請者は新規の方ですか。下限面積は問題ないですか。

1番 購入、借入面積をあわせて30aになります。

5番 今まで農業をされていたのですか。

1番 野菜を作られていました。田はありません。

議 長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

以上により、全員賛成ですので許可するものとします。

議 長 議第38号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

これについては、3番委員さんは退席をお願いします。

(3番委員退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局 議第38号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 それでは、私から調査報告します。

2 番 調査番号1の申請人の外1人は3番委員になります。同じ内容ですので、調査番号1、2を合わせて調査報告します。

(調査番号1、2)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由、1番は通路、2番は個人住宅です。申請物件は、申請の前に分筆して、必要な面積を確保されたということです。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可後の着工です。3番(資金調達)：借入金です。5番(周囲の承諾)：周囲はすべて個人住宅等になっており隣接する農地はありません。6番(公衆衛生)申請地から前の方の排水路、北側の排水路2か所を通じて排水をされます。7番(防除措置)現在、宅地の状態になっておりまして、問題があれば適切に対応するということでした。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法)：農用区域外。取得価格は、譲渡人は、譲受人のおじいさんになられますので、0円ということです。以上、報告終わります。調査番号1番の通路は、現在の農地への進入路がありまして、この進入路を増設す

るような感じで分筆をされており、そういう状況です。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

1番、2番について、申請どおり許可することといたします。

議 長 議第39号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第39号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は所有権移転6件、利用権設定が27件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入4件、売渡2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～27番適格の報告あり)

議 長 質問のある方は挙手の上をお願いします。

議 長 14番からの相手先で担い手の方もいらっしゃるようですが、交換みたいな感じですか。

1 番 現況は14番から22番が1枚、23番から25番が1枚の畑で、今までは使用貸借でしたが、今回中間管理事業でお願いしました。にしき園の北側の農地です。

10番 所有権移転の5番、場所はどのあたりですか。単価が安いのでお尋ねです。

川村推進委員

5番の下鶴は、木上平良地区の味岡碎石の南側で、水無川沿いの農地です。竹やぶが西側にありまして、夕方から日陰になります。現在、飼料稲を栽培されております。水の取り扱いも水路の末端でなかなか水が取り扱いにくく、所有者は贈与でもいいという意向でしたが、買い手は、黒牛の繁殖農家であったので、あっせんにかかけました。売り手は、住宅も譲渡して、戻ってこられない方で、将来的にも耕作されないことが予想されますので、処分したいということでした。そこで、あっせんするに当たって、5筆をこの価格ではどうかということ提示しました。お互い納得のうえ所有権を移転することになりました。以上です。

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 報告第9号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第9号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

1番、3番については、既に契約がされております。2番も今月中に契約の予定になっております。1番は、4番委員と古里委員、3番は、川村委員と会長です。

議 長 2番を決めます。

4 番 8番委員、7番員、石坂委員、西田委員でどうでしょうか。

議 長 よろしくをお願いします。

事務局 決まっているところもありましたが、情報提供ということで、みなさんご承知おきください。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月10日

農業委員会会長

3番 農業委員

4番 農業委員